佐賀県告示第 252 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり 道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、令和5年 12 月1日から令和6年1月4日まで 佐賀県県土整備部道路課及び杵藤土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年12月1日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 207 号	藤津郡太良町大字大浦字舟津丁 557 番 5 地先から 藤津郡太良町大字大浦字亀ノ浦丙 1608 番 5 地先まで	令和 5. 12. 1